

新型コロナウイルス感染症に関する当社商品の改定に関する注記

(注1) 感染症法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年 法律第 114 号）をいいます。

(注2) 新型コロナウイルス感染症

「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」も対象といたします。現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられていますので、本改定により対象となります。

(注3) 2020年2月1日

「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

(注4) 対象商品

対象となる約款・特約は以下のとおりです。

新設の「指定感染症追加補償特約」により感染症の範囲を拡大します。（対象期間のご契約に対し自動的に適用されます。）

特約などの詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

対象商品	対象となる約款・特約
(店頭契約) 海外旅行保険 HIS Web セット保険 (海外旅行保険)	疾病死亡保険金支払特約 治療・救援費用補償特約 疾病治療費用補償特約
ネット海外旅行保険「たびとも」	普通保険約款 (疾病による治療費用補償) 疾病死亡保険金支払特約